

## 令和4年度世羅町観光客誘致促進事業 募集要項

- 第1条 この要項は世羅町への観光誘客を図るため、募集型企画旅行及び受注型旅行商品を催行する旅行会社に対し、一般社団法人世羅町観光協会(以下、「当会」という)が定める予算の範囲において助成金を交付することに関し、必要事項を定めるものとする。
- 第2条 助成申請者は、旅行業法(昭和27年法律239条)第3条の規定の基づく旅行業登録を受けている旅行会社とする。
- 第3条 助成期間は旅行の完了日が令和4年4月1日から、申請の先着順に助成し、事業予算に達した場合は終了とする。
- 第4条 以下の条件を全て満たす募集型企画旅行及び受注型旅行商品に対し、1申請につき30,000円を助成する。※1コースにつき5本を限度とする。
- (1) 最低催行人数は、1申請20名以上とする。
  - (2) 貸し切りバス、小型バス以上を利用すること。
  - (3) 世羅町内の有料施設1箇所以上に立ち寄ること。また、1箇所以上で食事をする事。  
※弁当積込の利用可。ただし、当会が指定する社に限る。
  - (4) 道の駅世羅への立ち寄り必須とする。ただし立ち寄り件数には、含まない。
  - (5) 他の助成との重複は構わない。
- 第5条 募集チラシまたは旅行程表に「世羅町観光協会 助成ツアー」を必ず明記すること。
- 第6条 助成交付を受ける場合
- (1) 出発日の14日前までに申請書(別紙様式第1号)を提出しなければならない。
  - (2) ツアー終了後の翌日から起算して14日以内に実施報告書(別紙様式第2号)及びツアーごとに立ち寄りを証明できる書類(領収書、クーポン、請求書の写しなど)を提出しなければならない。
  - (3) 無料施設については、旅行程表を提出すること。
  - (4) 助成金の交付決定については、本条2項の書類を受けた後その内容を審査し、適当と認めた場合は助成金の交付を決定する(別紙様式第3号)。
  - (5) 申請者は助成金通知書発行日より一か月以内に、請求書(別紙様式第4号)を提出すること。
- 第7条 その他
- (1) 提出された書類に不正並びに著しい不備があった場合、助成の申請を取り消す。
  - (2) 第7条に定めた書類の提出が期限を大幅に遅延した場合、助成金を交付しない場合がある。
  - (3) 天災地変、天候不順、交通機関の運休などの理由により、本事業の実施要項を満たすことが不可能な場合は、助成金交付適用外とする。

お問い合わせ(書類送付先) メール: <a href="mailto:info@seranan.jp">info@seranan.jp</a> 一般社団法人世羅町観光協会 〒729-3302 広島県世羅郡世羅町川尻 2402-1 Tel:0847-22-4400 担当:鈴木、松浦
--

書類提出方法:メールにて提出をお願いします。